

農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 森 誠一

1 日 時

令和8年3月19日（木） 午後1時29分から
午後3時55分まで

2 場 所

第3委員会室

3 出席した委員の氏名

森誠一、穴見憲昭、古手川正治、木田昇、守永信幸、戸高賢史

4 欠席した委員の氏名

木付親次

5 出席した委員外議員の氏名

阿部長夫

6 出席した執行部関係者の職・氏名

農林水産部長 渕野勇 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- （1）第1号議案のうち本委員会関係部分、第6号議案から第8号議案及び第33号議案から第36号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- （2）第19号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに全会一致をもって決定した。
- （3）大分県農業成長産業化推進本部及び農業総合戦略会議について、大分市佐賀関大規模火災にかかる漁業者への支援について及び大分県農林水産研究指導センターでの試験研究のあり方の検討についてなど、執行部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課委員会班 主査 神農和成
政策調査課調査広報班 主事 徳丸花帆

農林水産委員会次第

日時：令和８年３月１９日（木）１３：３０～

場所：第３委員会室

１ 開 会

２ 農林水産部関係

１３：３０～１５：５０

（１）合い議案件の審査（付託委員会：総務企画委員会）

第 １９号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について（本委員会関係部分）

（２）付託案件の審査

第 １号議案 令和８年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

第 ６号議案 令和８年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計予算

第 ７号議案 令和８年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計予算

第 ８号議案 令和８年度大分県県営林事業特別会計予算

第 ３３号議案 令和８年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担について

第 ３４号議案 大分農業文化公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第 ３５号議案 大分県都市農村交流研修館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第 ３６号議案 大分県漁港管理条例の一部改正について

（３）諸般の報告

①大分県農業成長産業化推進本部及び農業総合戦略会議について

②大分市佐賀関大規模火災にかかる漁業者への支援について

③大分県農林水産研究指導センターでの試験研究のあり方の検討について

④大分県農業振興地域整備基本方針の変更について

⑤大分県海岸保全基本計画の改定について

⑥大分県酪農・肉用牛生産近代化計画の作成について

⑦るるパーク整備事業の実施状況について

⑧「大分かぼす」の地域団体商標登録について

（４）その他

３ 協議事項

１５：５０～１６：００

（１）その他

４ 閉 会

会議の結果

森委員長 皆さんこんにちは。ただいまから、農林水産委員会を開きます。

本日は審査の都合上、予算特別委員会の分科会もあわせて行うので御了承願います。

また、本日は、委員外議員として阿部長夫議員が出席しています。

委員外議員に申し上げます。委員外議員が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔に御発言願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案8件及び総務企画委員会から合議のあった議案1件です。この際、案件全部を一括議題とし、これより審査に入ります。

初めに、総務企画委員会から合議があった議案について審査を行います。第19号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

一丸農林水産企画課長 第19号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、農林水産委員会所管分について御説明します。

2ページを御覧ください。

まず、1-1改正の背景を御覧ください。昨今の人件費・物価上昇に伴い、サービス提供に必要な経費は増加傾向であることから、全使用料・手数料の一斉検証を行いました。

次に、1-2検証の内容と結果を御覧ください。検証の結果、全庁で411件の使用料及び手数料を改定し、かつ福祉施設等の利用料を無料にするなど一定の配慮を行うこととしております。

以下、農林水産部所管の使用料・手数料の主な改定内容を御説明します。

1-3主な改正内容を御覧ください。使用料については、大分県林業研修所、大分県青少年の森及び大分県平成森林公園における施設や設備での改正を予定しております。

手数料については、肥料登録事務や家畜伝染

病予防事務、林業種苗関係事務、漁船関係事務の他12事務において改正を予定しております。

本改正による影響額は、単価の改定額と例年の実績を基に、農林水産部全体で69万4千円と試算しております。

次に、2事務の新設を御覧ください。上記の改正に加え、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律関係事務の新設を予定しております。

食品の輸出には、輸出先国が求める食品安全基準等に適合していることを示す証明書が必要であり、国は令和2年4月に輸出促進法を制定し、証明書の発行手数料870円を設定したところです。水産物など県が発行主体となる輸出証明書について、国単価に準じて輸出促進法関係事務を新設します。

本改正による影響額は、単価の設定額と例年の実績をもとに、農林水産部全体で7万9千円と試算しております。

なお、改正の内容については、県ホームページや施設窓口にて、県民向けに周知を実施することとしております。

以上で、使用料及び手数料関係の説明を終わります。

森委員長 以上で、説明は終わりました。

申し訳ありません。さきほど欠席の委員の報告を忘れておりました。都合により木付委員が欠席しておりますことを申し添えます。

これより質疑に入ります。御質疑、御意見等のある委員はいますか。

木田委員 すみません、ちょっと前も聞いたかもしれないんで恐縮なんですけど、るるパークのキッチンカーとかを使っていると、使用されていると思うんですけど、先日、生活環境部の動物愛護センターの広場の使用料を新たに設けているんですけれども、るるパークのキッチンカーは使用料を取っていたんですかね。

宇留嶋地域農業振興課長 今お話がありましたるるパークのキッチンカーなんですけれども、

一応出店された業者の方から、手数料という形でいただいていると聞いております。（「手数料」と言う者あり）はい。条例に定めたものではなくてですね。（「ああ、なるほどね」と言う者あり）1出店につきいくらかという形で手数料をいただいていると聞いております。

木田委員 指定管理者の方が手数料としていただいて、その収入は指定管理者の収入。

宇留嶋地域農業振興課長 すみません、ほかの収入も全部含めて、指定管理者が一旦収入として受け取って、経費を差し引いて、それで黒字が出れば指定管理者の収入という形になっております。

森委員長 ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決に入ります。

第19号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

以上で合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。

まず、第1号議案令和8年度大分県一般会計予算のうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

一丸農林水産企画課長 第1号議案令和8年度一般会計予算案のうち、農林水産部関係予算について御説明します。資料の3ページを御覧ください。

農林水産部の当初予算案の総額は、上の表の赤枠で囲っている農林水産部①の予算額（A）欄の計604億8,578万6千円です。

これを、右から3列目（B）欄の7年度当初予算額と比較すると、その右にあるように27億1,281万円の増となります。これは、主に公共事業における災害復旧予算の増加に伴うものです。

また、喫緊の課題に対応するため、当初予算から前倒して国補正予算を活用し、2月補正予算にて約6.9億円を計上したところです。

引き続き、農林水産業の成長産業化の実現に向け、しっかりと取り組んでまいります。

次に、個別事業について、先日の予算特別委員会で説明をしていない事業の中から、主要なものを説明します。

資料の4ページを御覧ください。

上段のスマート農林水産業普及高度化支援事業費4,482万1千円です。これは、農林水産業における生産性の向上を図るため、スマート技術の開発・実証等を行うとともに、技術活用のさらなる促進に向けた人材育成を行うものです。

令和8年度は、これまでの取組に加え、マル特にあるとおり、水田大規模経営体における生育データに基づく栽培管理技術の実証のほか、大規模園芸団地における省力化に向けたスマート技術の実証を実施し、スマート技術の実装による大規模モデル経営体の育成を進めます。

次に、5ページを御覧ください。

下段のるるパーク活用推進事業費419万5千円です。これは、令和8年度に開園25周年を迎える大分県農業文化公園、愛称るるパークを、農業だけでなく様々な角度から活用・PRし、更なる利用者の増や地域の集客拠点化を目指すものです。

主な取組として、令和7年度に整備したコテージ等の新施設の公開イベントを実施するほか、公園の魅力を発信する巡回展や各種イベントを行います。

次に、6ページを御覧ください。

上段の力強い農業経営体育成事業費5,493万8千円です。これは、地域を牽引する農業経営体を育成・確保するため、意欲ある経営者に対する研修会を開催するとともに、経営課題

の解決に取り組む経営体等を支援するものです。

主な取組として、三つ目の二重マルにあるとおり、売上3千万円以上を目指す認定農業者等や売上1億円以上を目指す企業の経営体等に対し、個々の課題解決に向け経営コンサルタントや普及指導員等と一体となった伴走支援を行うことで、経営力の強化と規模拡大を図ります。

次に、7ページを御覧ください。

食品企業連携産地拡大推進事業費3,054万9千円です。これは、農商工連携による県産農林水産物の付加価値向上と加工、業務用農産物の産地拡大を図るため、食品・加工企業等の関係機関が連携し、産地化や単収向上の取組を支援するものです。

令和8年度の主な取組としては、二つ目のマル特にあるとおり、食品・加工企業の製造拡大による県産農産物の取扱金額の増加を目指し、企業の加工機械等の導入を支援します。あわせて、賃上げ枠を新設し、賃上げができる環境整備を進めていきます。

次に、8ページを御覧ください。

下段の農地中間管理推進事業費3億9,683万8千円です。これは、担い手への農地集積と集約化により、農地利用の高度化を図るため、農地の中間的な受け皿である農地中間管理機構の運営及び農地利用の姿を明確化した地域計画の見直し等を支援するものです。

令和8年度の主な取組としては、中段のマル特の地域計画ブラッシュアップ推進事業にて、地域主体の農地利用意向調査等の活動支援や話し合いの場への専門家派遣など、地域計画見直し作業の取組を後押しします。

次に、9ページを御覧ください。

おおいた園芸産地づくり支援事業費13億8,093万5千円です。これは、地域特性を活かすとともに、マーケットに対応した園芸品目を育成し、生産拡大を図るため、認定農業者等が行う栽培施設の整備などを支援するものです。

令和8年度は、これまでの取組に加え、近年の酷暑により収量が減少している生産者の経営

強化を図るため、新たに複合品目としてベリーツや露地でのピーマン栽培に取り組む場合に、面積拡大に対応できるよう補助要件を緩和し、施設・設備等の導入を支援します。

次に、10ページを御覧ください。

林業労働安全向上対策事業費662万6千円です。これは、労働災害の防止や就業環境の改善を図るため、伐採・造林作業者を対象に研修を開催するとともに、林業事業体が行う就業環境の改善等の取組を支援するものです。

主な取組としては、一つ目の二重マルにあるとおり、就業環境の改善及び副業人材の確保に必要な休憩施設や電動チェーンソー、防護服などの導入にかかる経費に対して助成を行います。

次に、11ページを御覧ください。

鳥獣被害総合対策事業費8億1,302万7千円です。これは、野生鳥獣による農林作物被害の軽減を図るため、集落全体で行う予防・環境対策、捕獲対策、狩猟者確保対策、獣肉利用の各対策を総合的に支援するものです。

令和8年度は、これまでの取組に加え、中段のマル新にあるとおり、イノシシの侵入を防止する防護柵の地際補強による機能強化に対して支援し、さらなる被害軽減対策に取り組みます。

次に、12ページを御覧ください。

海づくり大会を契機とした水産物消費拡大事業費3,141万3千円です。これは、全国豊かな海づくり大会を契機とした県産水産物の消費拡大を図るため、県民の水産業への関心の高まりを次世代へ継承する取組を実施するとともに、新たな販路開拓に向けた取組等を支援するものです。

令和8年度は、これまでの取組に加え、中段のマル特にあるとおり、被災した佐賀関の水産物の販売を促進するため、量販店や飲食店でのフェアの展開や商談機会の創出を支援します。

最後に、13ページを御覧ください。

中段の基幹魚種資源造成促進事業費8,302万7千円です。これは、ニーズの高い基幹魚種の水産資源を増大させるため、海域特性を踏まえた集中的な種苗放流を実施するものです。

主な取組として、一つ目の二重マルにあると

おり、環境整備を行った海域ごとの放流適地に増殖が見込まれる基幹魚種のうち、クルマエビ、マコガレイ、マダイ及びイサキの種苗を集中的に放流します。また、新たにクルマエビの拠点放流を別府湾、豊後水道域に展開していきます。

加えて、二つ目の二重マル、資源管理のさらなる強化と、三つ目の二重マル、放流種苗の保護・育成を促進するための環境整備も併せて行っています。

主要な事業の説明については以上です。

森委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑等のある委員はいますか。

予算特別委員会の分科会も兼ねておりますので、じっくりいきます。

木田委員 国の新年度予算、補正予算もあったと思うんですが、地域未来交付金を活用した事業があると思うんですが、今回は国全体では1,600億円で、大分県にもいくらかその地域未来交付金というのは来ていると思うんです。その中のメニューで農林水産関係もあるのかなと思うんですが、国の地域未来交付金を活用した事業が新年度予算の中で、農林水産関係では何か組んでいるものがあるのか。あわせて、まだこれからになりますけれども、秋に向けて、今、高市新政権が地域未来戦略、骨太の方針を含めて策定していくということですが、発表されている戦略の17分野ですね。その中でも農林水産関係もフードテックという部門で関わっていると思うんですが、その関係について、半導体とかそういった商工労働関係の地域未来戦略も結構多いと思うんですが、新年度、農林水産部門でも地域未来戦略に向けて何かやっていきたいということがあれば、御説明いただきたいと思います。

一丸農林水産企画課長 地域未来交付金についてお答えいたします。

農林水産部においても、農林水産部の成長産業化の実現に向けて、各分野で活用しております。令和8年度の当初予算では22事業、予算額として国庫ベースで約2億5千万円を計上しております。

なお、現時点で国からの採択についての情報はありませんので、確実に取れるかどうかは分からないです。

未来戦略の分ですけれども、今、精査しており、積極的に受け入れられるものについては、受け入れていきたいと考えております。

木田委員 22事業、約2億5,600万円というのが農林水産部の中であるということじゃなくて、県全体であったんですか。（「いや、農林水産部で」と言う者あり）農林水産部。これ、予算から見てどれとか分かりやすく印が付いていますか。

一丸農林水産企画課長 交付金がどれを使っているかというのは……（「マル特のやつとか。そういうわけでもなくて」と言う者あり）出てきていないと思います。（「そうですか」と言う者あり）予算概要では、国庫支出金というところに当たるんですけれども、内訳、どの交付金を使っているかというのは出てきておりません。

木田委員 そこまでのね。分かりました。

今のところ、政府から、内閣府の出されている17分野の中で、どういったところで狙っていこうとかいう考え方があるのか。戦略としては多分産業クラスターをつくっていくとかいうことが地域未来戦略の中の大きな柱になっていると思うんですが、大分県でも商工観光労働部との関係もあるかもしれませんが、さきほどの説明にあった食品加工業との連携をやっているとか、そういった大きなクラスターを目指すんだとか。あと、陸上養殖とか完全閉鎖型植物工場とかいろいろありますが、そういった新たなものもやってみたいとか。そういったところを、今後どう考えていくのか。お願いいたします。

一丸農林水産企画課長 ちょっと詳細についてはまだお答えできないんですけれども、確かに国は農林水産関係では植物工場とフードテックを重点に挙げています。その中で、陸上養殖を考えられるものとして挙げられているかと思います。

大分県でも陸上養殖には力を入れております

ので、そして、今、大分県が成長産業化として努力しているものについて、受けられるものについては積極的に受け入れていきたいと思っております。

木田委員 先日、大分銀行の宗麟館で九州経済白書説明会ですかね、農林水産関係の九州の取組状況の報告があったんですが、結構他県はいろんな植物工場があるんだなというのを感じました。大分県でもそんなことはないと思うんですが、大在にもありますけれども、何かよそもいろんな植物プラントを結構造っているのは、報告を見て感じたところです。ハウス関係は大分県でも、国東のウーマンメイクとかいろいろ頑張っているところもありますけれども、まだまだ展開ができるんじゃないかなとか思うんで、その辺、是非取組をお願いしたいと思います。

洲野農林水産部長 新しい戦略については、まだこれからもっと尖ったものを、国とも協議していきたいと思います。その中で、私どもも今、企業とのタイアップをいろんな分野でやっておりまして、生産面でもそうですし、環境制御技術とか、そういったもので省力化につながるものとか、いろいろ連携もしながら、これからやっていったりしようかと思っております。ですので、そういったところで他県に負けない取組について、どんどん国にも手を挙げてやっていきたいと思えますし、これから暑くなりますんで、冷蔵、冷凍技術なんかも進んでいますので、いろんな施設も必要になってこようかと思えます。そうしたものを整理するときに、積極的に活用できるものはしっかりと取っていききたいと思っています。

守永委員 すみません、お願いします。

資料の7ページに、食品企業連携産地拡大推進事業費として、農商工連携ということでの事業があるわけなんですけれども、これまで六次産業化という取組の中で、農家が二次産業、三次産業に展開をしていって、農林水産業者がそういった二次産業、三次産業で得られる利益もきちんと獲得していこうという動きで来たことが多かったと思います。ただ、国の事業もそう

いう観点でいったときに、農業者以外の事業実施主体というのが、同じような感覚で事業を展開しようとしたときに、その事業対象にならないこともあったんですけれども、そういう事例を見ながら、ちょっと何か改善できないかなと思ったんですが、ここにある食品企業連携産地拡大の事業としては、そういった六次産業化の考え方をもって、農業者以外の方が事業主体を展開するということも可能なのか、ちょっとお尋ねしたいです。それと、どういう事業を実施主体が計画しているか、この時点で予定しているものがあれば、この事業についても何か教えていただければと思います。

藤田企業参入・支援室長 お答えします。

本年度4月から、おおいブランド推進課から農商工連携部門をこちらで承りました。基本的には、本事業は食品加工事業者と生産者をつなぐ際に、今回、主に目指しているのは、食品加工事業者との連携ということで、委員がおっしゃっている食品加工事業者、農業者ではない方も対象に、そこの受皿を広げて生産を拡大する——大規模園芸団地とかいろいろな取組の中で、大規模に生産する部分を受けて、付加価値を高める、加工の部分ですね。そこの受皿も広げて、県内の産出力を上げようという取組を、私ども室で支援させていただくということです。

また、認定農業者とかJ Aも、この事業の対象にはなり得るので、広く承るということをお願いしているところです。

守永委員 特に、もう来年度、事業を実施予定になっている主体者というのはあるんですか。

藤田企業参入・支援室長 事前の調査をしており、例えば県内の搾汁事業者ですね。柑橘の受皿として搾汁事業者とか、あるいは業務用のパック商材というか液体素材にする事業者ですね。いちごとか。そういった事業者やジュース製造業者の鮮度保持剤とかいった生産に関わる場所の支援をできる可能性があるなどお声をいただいているところです。

守永委員 ありがとうございます。なかなか農業者でなくても事業に参入できるという部分から言ったときに、昔から六次産業化を目指すの

は良いものの、製造に関しては餅は餅屋という部分もあったものですから、大分としての産品がもっと魅力を増す形で取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いします。

戸高委員 すみません。

11ページのイノシシの地際補強ですが、このやり方というのは、こういう一定のやり方なんですか。それとも各市町村でそれぞれ違うんですかね。それか、その特徴、特性によって、地域によって、何種類か提示ができていのかとか。ちょっとそれを聞かせてください。

それと、13ページの放流数は、我々も放流数によってどのぐらいの影響というか効果が出るのかが分からないんですけれども、その効果検証を以前やっていたような気もするんですけれども。ちょっとすみません、見えやすい形でお知らせいただければと思います。

田口森との共生推進室長 鳥獣害対策の事業の中で、マル新ということで、地際補強の事業なんですけれども、現在、防護柵の設置事業については支援をしております。ワイヤメッシュ柵とかの設置については支援をしているんですけれども、その柵の地際の部分が、どうしてもイノシシが鼻を使って持ち上げる性質を持っているので、そこから侵入するケースが多いということで、その地際を補強するというので、スラグで地際を固めたり、コンクリートを使ったり、そういった事業を、今回、全ての市町村が一応対象ということで、市町村が6分の5を補助するときに、県がその2分の1を支援するというような形で事業費を考えているところです。

高田水産振興課長 放流魚種についての放流効果の調査というお話のところでお答えします。

多くの種苗を放流されておりますが、現在、9魚種放流をしております。クルマエビやマコガレイ等が中心となっておりますが、過去の放流効果の調査から、それぞれ効果を推定しているところです。例えば、クルマエビでは、放流したものが採捕される割合は大体6%ぐらいとされております。また、アワビなど物すごい近海で取れるものは、例えば70%ぐらいが放流効果としてであると示されております。

全体の漁獲物というものは、漁獲量が減少している中であるんですけれども、放流魚種の漁獲量というのは、低位ながらも比較的安定していることから、それなりに放流効果があるものと考えています。

戸高委員 ありがとうございます。よく分かりました。

柵の設置の時には、人手がなくて設置がなかなか進まず、現地ですっと積み上げられていた状態がずっとあった地域もありました。この部分については、やっぱり地元で設置をするという形になるんですかね。

田口森との共生推進室長 防護柵の設置と同じように、基本的には各集落の皆様で設置をしていただく。柵でいえば、柵の購入とかの支援になります。設置については地元で実施をしていただくということで、今、考えているところです。

戸高委員 ありがとうございます。今までの柵の経験があるんで、やり方等についてはもう地元の皆さんも承知していると思うんですが、なかなか設置がうまくいかない、そこもちょっとよく見ていただいて、設置の状況とか、引き続き御支援をお願いしたいと思います。

田口森との共生推進室長 毎年、集落を対象にアドバイザー研修等を実施して、皆さんに防護柵の設置の仕方とかポイントとかを知っていただく機会も設けていますし、各地域の振興局の職員や市町村の職員の皆さんが、補助事業の実施については、しっかり現場で指導をするということでお願いしていますので、地域の要望には応えられるような体制で、今、取り組んでいるところです。

穴見副委員長 6ページの力強い農業経営体育成事業費なんですけれども、この事業に直接関係するかは分かりませんが、関連があると思うんで教えてほしいんですが、数日前に報道で諦め廃業というのが出ていました。要は中小企業で廃業を考えているところのうちの4割ぐらいが、黒字なんだけれども廃業しようとしている。少し前から人手不足とか後継ぎ不足とかで何となく聞こえてきていた話ではあるんですけ

れども、4割というのは、正直、個人的にはびっくりしたところです。あれは中小企業という表現だったんですけれども、農林水産業においても、そういった状況、傾向があるのかどうかをまず教えてもらっていいですか。

玉田新規就業・経営体支援課長 農業者の担い手確保という観点で、農業を廃業、リタイアされる方々の施設を有効に活用するという一方で、地域でリスト化をしながら、新規就農をしたいという方々とマッチングをさせて、その資産が承継できるような取組を現地で行っています。

穴見副委員長 ということは、現時点では収益が出ているんだけれども、完全にリタイア——後継ぎ、次に譲る人もいないような状況は起こっていないという認識でいいですか。

玉田新規就業・経営体支援課長 そうですね。多くが御高齢でもう体力的にとか、後継者がいないとかいった事情で経営リタイアされる方について、そういった継承をしっかりとやっていくことを取り組んでいるということです。（「分かりました」と言う者あり）

森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員の方は御質疑ありませんか。

阿部委員外議員 ちょっと委員外議員で質疑させていただきます。

13ページ、環境変化対応型栽培漁業推進事業費のキジハタですね。私が一般質問したキジハタ、部長が今年は4万匹と言いましたけれども、そこら辺をもう少し詳しく。あのとき時間がなかったんで。

それともう1点。海底耕うん、これも質問しましたけれども、海底耕うんの発注形態はどういうふうにしているのか。今、海底耕うんは亀川の漁協と日出の漁協と杵築は納屋、灘手、美濃崎、これぐらい守江湾の海底耕うんに当たっているんですけれども、私がこのうち質問したのは、1日の日当が若干安いんじゃないかなという声が上がっているんで、発注の形態は今どうなっているか。予算的には余り大きくないんですけれども、そこら辺がどういう発注形態で

どう管理されているのかお伺いしたいと思います。

高田水産振興課長 まず、キジハタの件についてお答えします。

13ページ上段の環境変化対応型栽培漁業推進事業費の二重マルの三つ目のところですね。キジハタの種苗生産体制の確立です。さきほど4万尾というお話をいただきましたが、まず、来年度は2万尾を生産する予定です。3年間かけて4万尾まで増やしていく予定にしております。

来年度は2万尾というところで、国東の漁業公社で生産をしますけれども、今年度、まず事前の準備として、親魚を80尾から100尾ぐらい飼っており、卵を取り、どのような時期に取れるのかとか、どのような餌を食べるのかという調査をしているところです。

これに先立ち、昨年度まで3年間かけて、県の北部水産グループでキジハタの種苗生産の試験をしていました。その段階では、1メートル四方ぐらいの小さいタンクの中で飼って、そこで種苗を作ると、どのような餌を食べるかとか、そういう試験を行ってありました。そこで、それなりにできることが分かりましたので、部長からのお答えにもありましたけれども、50トンの大きい水槽で来年度から実施したいと考えています。数量はさきほど申し上げたとおりです。

もう一つ。海底耕うんの発注の形態という話でしたけれども、まず事業費の積算に関しては、基本的に日当等については国の基準単価を用いて予算を立てております。それで、事業者から入札を行い、それに対して発注をしている状況です。最終的にそれぞれ日当がいくらになっているのかは、事業者から支払われるものとなりますけれども、基本的な価格はそのように積み上げているものです。

阿部委員外議員 1点最後にいいですか。

聞いたところによると、この海底耕うんは、海洋土木事業者が発注をして、それから漁協に下りてくるということのようです。ですから、人件費の高騰等が今ある中で、私が質問させて

いただいたのは、1人じゃなくて2人でやらなきゃいけないところで、人を雇って漁業者は2人体制にして出ていくと。そうすると、6万円では漁具の整備をしないといけないということで、ちょっと厳しいという声が挙がっています。ですから、できれば漁協、これは技術的な部分、別府湾のいろんなエリアの中で、漁協ではそれを全部管理ができるかちょっと難しいから、海洋土木事業者に最初に発注するのかもしれませんが、できれば漁協が受けて、漁業者にそれをやると中間の費用がなくなるかなと考えたりもするんです。いずれにしても、受注者が海洋土木事業者でもいいんですけれども、漁業者の日当が多少なりとも上がるように、そこら辺は要望ですけれども、お願いをしたいと思います。

森委員長 ほかに言い忘れたことはありませんか。

木田委員 おおいた和牛の流通促進で、新年度、デジタルスタンプラリーに取り組むということですけれども、これの具体的なキャンペーンの仕方ですね。あと、周知について、2,700万円ということですが、どのように取り組むのか。お願いします。

本田畜産振興課長 おおいた和牛の流通促進で、来年度新たにデジタルスタンプラリーということです。これについては、これまで量販店、スーパーでのキャンペーンはやっていましたけれども、飲食店、それから宿泊施設、ホテルなどでのアピールをしていきたいということです。まだ、仕組みについては委託事業で業者選定をしていきたいと思いますが、SNS等を活用してPR、それから、ある程度期間を長く置いて、何箇所も店舗に行ってもらって、それによっておおいた和牛が食べたいとか、そういった形で長期的な取組をすることで、県民もそうですし、県外から来られた方でも、県内で食べてもらい、例えば大阪とか、県外に帰ったときでも食べてもらいといった形の取組を新たに行いたいと考えております。

木田委員 県内が中心で食べていただく。何かスマホでして、デジタルスタンプを集めていく

という手法で考えていらっしゃるということで。キャンペーンを組むということですから、2,700万円がアプリとかでだいぶ取られるのもあれですけども、どうでしょうね。やはりキャンペーンという以上、告知してポスターもばんとお店に貼って、やっぱりリーズナブルなおおいた和牛が食べられるというきっかけづくりも併せてやった方がいいのか、その辺どういった事業者が、広告代理店のようなところなんだろうかな。その辺のキャンペーン、手法というのは効果的にするように考えてもらいたんですが、キャンペーン中はおおいた和牛がちょっと今までより安く食べられるよとかいうところまで含まれるのか。県外のお店も認定店で登録できるんですかね。もう一回お願いします。

本田畜産振興課長 現在、県の豊後牛流通促進協議会の中で、取扱認定店、特に飲食店についてはメニューでおおいた和牛を常時提供しているところを認定店としておりますので、そういった店舗を対象に、さきほどのデジタルスタンプラリーに参加してもらおうということです。期間中、その単価をどうかするというのは、また期間とか各店舗によって考え方が違うと思いますけれども、できればそういった形で、こういった機会におおいた和牛を食べてもらいような仕掛けに持っていけるように、また、各店舗については流通業者に推薦をさせていただいているので、流通している業者も併せて、協議の場を持ちながら進めていきたいと思っております。

それから、これを機会に新たに店舗になっていただくとか、そういった取組をやることで、相乗効果が生まれるのではないかなと思っています。

木田委員 県外のお店も、そのとき登録できるのかということと、やはり何か賞品が当たるからおおいた和牛食べてみませんかという、何かものに見えるんですけれども、それが本当にきっかけとして食べに行こうという動機付けに強く結びつくものなのか。キャンペーンであれば、食べるにおいて何か特別なものがあるという方が動機付けとか大きくなるのか。その辺はちょっと心配なんですけど、よく考えていただき

たいと思います。

本田畜産振興課長 県外からでもそうすけれども、流通業者が推進した店舗、メニューとしておおいた和牛を常時扱っている店舗については、参加店舗として参加していただきますので、このキャンペーンをきっかけに、また店舗を増やしてもらうとか、これは流通業者にお願いするんですけれども、その取組と併せてこのキャンペーンを活用していただくことで、今のところ、おおいた和牛を何店舗か行っていたいて、おおいた和牛なり、大分県産品が当たるようなということで考えています。そこら辺は、また委託業者なり外部の方の意見も踏まえて、なるべく効果的な取組となるようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

（「そうですね、ありがとうございます」と言う者あり）

洲野農林水産部長 さきほど、穴見副委員長から御意見があった点なんですけれども、中小企業と横並びでというのはなかなか難しいところはあるんですけれども、以前の委員会でもちょっと御説明をしましたけれども、今、地域計画で農地の37%が、10年後に担い手が不在ということになっています。ですので、そういったところで農業を営んでいる方は、今後、廃業の可能性が高いということです。現状はそれ以上の方々が廃業の意向があるかもしれません。ですので、中小企業と同じように4割程度は、そういった方向性になりつつありますので、私どもとしては、資源をできるだけ活用して、これから中核的な担い手に資源集中をしていく政策を進めていこうとしております。ちょっと御回答になるか分かりませんが、中小企業と農業の生産現場という形で見れば、同じ4割程度の農地が今、危機的な状況になっています。（「ありがとうございます」と言う者あり）

森委員長 それでは、私から。今、木田委員からもお話があった販路開拓とか販売促進とかに関してです。これはずっとテーマとして言ってきたので、私自身にも責任もあるところなんですけれども、おおいたブランド推進課を中心に、特に販路の拡大とか販売促進に係る情報発信等

については、私がもう以前からお願いしていたところです。畜産物であるおおいた和牛、米の恵みについては、今は畜産振興課の予算になっているんですけれども、漁業におけるいろんな海産物の販促については、まだ漁業の方にあるんですけれども、そういった中で林産の部分については、丸ごとブランド推進課に移って、今、予算はそちらで組まれている。しかしながら、今、本田課長からあったような、畜産物についてはまだ畜産振興課、水産物については水産振興課ということで、ブランド推進課に集中してもやはり非常に大変だろうとは思いますが、この1年間において、まずはおおいたブランド推進課における取組の中で、こういった成果と課題が見えているのかを、まず田崎課長にお聞きしたいと思います。

田崎おおいたブランド推進課長 さきほど、委員長からありましたけれども、おおいたブランド推進課、今年度組織改正で、販路開拓の分については、販路開拓班という形でマーケットを集合して、販路開拓をやっております。そういった中で、当然、各事業課とは月1回ほど連携をしながら、こういった形でやっていこうとやっています。

主な取組として、オール大分、品目横断の下に販路開拓をしていこうということで、白ねぎ、おおいた和牛、シイタケ、かぼすブリといったもののプロモーションを実施しています。

主な実績としては、トップセールスですけれども、京都で農産物、そのほかおおいた和牛をトップセールスという形で実施していますし、福岡でも知事に行っていただき、2月に福岡大同青果で、これは青果物の販促ではあるんですけれども、それと併せて、県とゆかりのある企業、今回はサッポロビールとおおいた和牛、かぼすブリ等のフェアを1か月間通して飲食店でやったりしております。

そういった形で、大分のものがここで食べられるよという形をつくっていくことをやっておりますし、マーケット同士が連携して、合同での販促、商談会も実施しているところです。

さきほど申しましたけれども、一つは、ちょ

うど万博がありましたけれども、そういった中で大分県に来ていただいた方に対して、おおい和牛、そのほか野菜等を食べていただく旅ごはんフェア、それとさきほど申した福岡県の飲食店のフェアを実施しております。

それから、関西では和牛になりますけれども、京都と大阪の高級ホテルでコンシェルジュをお招きして、外国人のインバウンド、高級なアップー層の方に食べていただくために、まず、コンシェルジュの方に知っていただくという取組もしております。こちらは、関西のおおい和牛の専門店で実施しており、コンシェルジュの方からは高評価をいただいております。こういったように、インバウンドで関西に来た方にもおおい和牛を食べていただく取組をしています。

業態によって結構ありますので、今回、来年度については、もう少し対象を広げて、インバウンドの方、アップーな方以外にも、もう少しランクを落としても食べていただく、ちゃんとそういったところを、コンシェルジュと連携しながらやっております。

県内においても、やはり観光インバウンド等で来ていただく方がいらっしゃると思いますので、おおい和牛取扱店になって、結構宿泊先と食べる場所は違うという方もいらっしゃるの、そういったところへの連携もしているところです。

輸出については、大分のものはそんなないので、シンガポールとかで農林水産物を全部一気に持って行ってやっております。そういった中で、シイタケについては日本一のシイタケ産地というのは大分と言われております。シンガポールの飲食店の方もやはり日本一という言葉がつくことに関しては、かなりインセンティブを感じているので、そういったところで、大分県、シイタケをプラスにして、おおい和牛、ほかの白ねぎだとか甘太くんとかいったものも食べていただいて、PRを総合的にやっているところです。

課題としては、さきほど申しましたけれども、どうしても連携が不十分のところあり、そこはメーカーが持って帰って、総合的にPR、商

談に当たっているところです。

森委員長 ありがとうございます。さきほど木田委員からもあったように、PRを丸ごと、広告代理店に投げてやってきたのが今までであったので、そこにやっぱりきちんと県農林水産部としての意思をしっかり入れ込まないといけないと、ずっと私たちも言ってきたと思います。だから、委託するのはもうしょうがないところもあるんでしょうけれども、今あったようなメーカーとの連携をもっと深めていかなければ、また、元に戻ってしまうのかなと感じております。

一番感じたのは今年の9月の4日でした。非常に寂しいおおい和牛の日だったなと思っておりました。大分駅前でおおいブランド推進課と畜産振興課の方がいらしたんですけれども、せっかくこういうキャンペーンを組もうという割には、非常に寂しかったなという感じもしました。これは一例ですけれども、今後、しっかり委託契約をするにしても、取組を行っていただきたいと思っております。

それと、予算概要になるんですけどもう言いませんけれども、158ページの林業振興について。ちょっともう資料があれですけれども、再造林の関係です。当初予算として9億円程度となっております。最終的には、これじゃあもうどうしても足りないの、補正予算頼みということで、毎年動いているんですけれども、予算特別委員会でも、志村議員からも御指摘があったように、高市政権においては、今回の予算は間に合わなかったけれども、令和9年度予算編成に向けては、しっかりと当初予算に予算を組んでいくことになっていこうとしておりますが、実際の再造林に関して、例えばこの9億円が、今の事業量に対してどうなのか。実際はどれぐらい必要なんだと。現場の状況が、再造林の作業が間に合っているのかどうか。ちょっとそれについてお聞かせいただきたいと思います。

工藤森林整備室長 お答えします。

林野庁の公共予算が、現在横ばい状態で、例年、国の当初予算の内示率が低い状況が続いております。

令和7年度当初予算は、前年比103%の9億4千万円となっております。令和7年度補正で、前年比114%の13億6千万円を確保し、当初を含む2億3千万円に充当し、対応したところです。

引き続き、必要な予算確保に向けて、国へも要望活動などを行うとともに、低密度植栽や、伐採から造林までを一体的に行う一貫作業の定着や、早生樹植栽による下刈り回数の削減など、低コスト化にも努めていきたいと考えております。

森委員長 いずれにしても、現場においては夏の作業や地ごしらえから植林、それから5年間くらいの草刈りとか、非常に大変な作業が続いているのと、それが1年でも遅れると、また地ごしらえから草刈りから何から、またゼロから始めなきゃいけない状況にあるということも聞いておりますので、しっかりと新たな年度になってからその次の予算に向けて、どれぐらい必要なかをしっかり出せる、すぐにでも出せるような準備をしておいていただきたいなと思います。

一つだけ、さっき数字をちょっと言い忘れたんですけれども、例えば今、ブランド推進課で事業費予算は伸びているけれども、人件費予算が減っているような状況にあります。そういった、ほかの課との連携の中で、例えば人件費の減を見ると、また、なおさら、今度連携とかが大変になってくるんじゃないかなと。事業費は上がっているのに、人件費は下がっている状況にあるようですけれども、全体としては百何%になっています。その辺りの考え方というのはどうなのでしょう。予算概要でいえば、もう初めの方のページです。

いいです。要するに、事業予算は上がっているけれども、人件費予算が下がっているの、気になっただけなので、また後でもいいんでちょっと相談をさせてください。

森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員の方は御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、特別会計予算に係る三つの議案をまとめて審査します。

第6号議案から第8号議案までを一括して、執行部の説明を求めます。

金子団体指導・金融課長 資料の14ページをお開きください。

第6号議案令和8年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計予算について御説明します。予算額は、歳入・歳出ともに表中、左側予算額（A）欄の一番下にあるとおり9億5,351万6千円です。

次に、15ページを御覧ください。

主な内容について御説明します。林業・木材産業改善資金貸付金2億円です。この事業は、林業・木材産業の経営者等に対し、新規事業展開などに必要な設備資金等を無利子で貸し付けるものです。

次に、16ページを御覧ください。

上段の木材産業等高度化推進資金貸付金3億7,500万円です。この事業は、林業・木材産業の経営者に対し、事業の合理化・改善などを目的とした短期運転資金を低利で貸し付けるものです。

17ページをお開きください。

第7号議案令和8年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計予算について説明します。予算額は、歳入・歳出ともに表中、左側予算額（A）欄の一番下にあるとおり3億3,658万8千円です。

次に、18ページを御覧ください。

主な内容について御説明します。沿岸漁業改善資金貸付金3億3,500万円です。これ

は、漁業経営の改善や青年漁業者の育成などに向けた施設・設備整備等に必要な資金を無利子で貸し付けるものです。一番右の事業概要に記載のとおり、融資枠は例年どおり２億円としているところですが、令和８年度は下から二つの二重マルに記載しておりますが、国の全国的な指導等に基づき、特別会計の規模の適正化を図るべく、国に９千万円、一般会計に４，５００万円、計１億３，５００万円を当初の拠出割合に応じて返還します。これは、近年の貸付金の利用実態に応じた規模是正であり、今後の資金運営に特段の支障はありません。

工藤森林整備室長 １９ページをお開きください。

第８号議案令和８年度大分県営林事業特別会計予算について、御説明します。予算額は、歳入・歳出ともに表中、左側予算額（Ａ）欄の一番下にあるとおり５億９，９１６万４千円です。この事業は、県営林の適正な管理に必要となる森林の伐採や保育を実施するとともに、分収交付金の支払いや借り入れた県債を償還するものです。

次に、２０ページを御覧ください。

主な内容について御説明します。上段の伐採事業費５，７９９万円です。これは、県行二者分収林の伐採で得た収入を分収割合により精算金として土地所有者に交付する分収交付金の支払いなどを実施するものです。

次に、２１ページを御覧ください。

上段の管理事業費３，１６６万２千円です。これは、主伐期を迎えるまでの県有林及び県行二者分収林について、保育や管理を実施するものです。

森委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑等のある委員はいますか。

戸高委員 すみません。１８ページのさきほど言った影響はないということで、政府貸付金償還金、これ次年度は。

金子団体指導・金融課長 令和８年度に返還をしますので、令和９年度以降は規模是正をした額をもって資金を運用しますので、返還という

行為は令和８年度です。（「分かりました」と言う者あり）

森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員の方は御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決に入ります。

まず、第６号議案令和８年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計予算について、採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第７号議案令和８年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計予算について、採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第８号議案令和８年度大分県営林事業特別会計予算について、採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第３３号議案令和８年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担について、執行部の説明を求めます。

一丸農林水産企画課長 資料の２２ページをお願いします。

第３３号議案令和８年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担について御説明します。

これは、令和８年度当初予算案で計上している農林水産関係の公共事業において、その一部に市町村負担を要する事業があることから、そ

の負担割合を定めることについて、地方財政法等の規定により、議決をお願いするものです。

資料の表を御覧ください。令和7年度からの変更があるものは、矢印で表している五つの事業となっておりますが、いずれも事業箇所の変更による負担割合の見直しとなっており、制度改正はありません。

なお、今回の議案の提出にあたっては、事前に関係市町村から同意をいただいております。

森委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑等のある委員はいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員の方は御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 別に御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、条例の一部改正に係る三つの議案をまとめて審査します。

第34号議案から第36号議案までを一括して、執行部の説明を求めます。

宇留嶋地域農業振興課長 資料の23ページをお願いします。

第34号議案大分農業文化公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明します。

まず、1条例の概要ですが、本条例は大分農業文化公園の設置及び管理に関すること及び利用料金等を定めたものとなっています。

2改正の背景ですが、利用料金制の施設では、県が各施設の設置管理条例で利用料金の範囲を設定し、指定管理者が条例の範囲内で県と協議して利用料金を設定しております。昨今の物価高騰下において、指定管理者が機動的に料金改定を行えるよう、使用料の平均改定率6.7%と同じく、利用料金の範囲の上限を引き上げる

改正を行うものです。

3改正項目のとおり、公園の各施設等の利用料金の上限を引き上げます。

施行日は、令和8年4月1日としています。

続いて、資料の24ページをお願いします。

第35号議案大分県都市農村交流研修館の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明します。

まず、1条例の概要についてですが、本条例は大分県都市農村交流研修館の設置及び管理に関すること及び利用料金等を定めたものとなっています。

2改正の背景ですが、さきほど御説明した第34号議案大分県農業文化公園の設置及び管理に関する条例の一部改正と同様の内容となっています。

3改正項目のとおり、大分県都市農村交流研修館の各研修室等の利用料金の上限を引き上げます。

施行日は、令和8年4月1日としています。

平川漁港漁村整備課長 資料の25ページをお願いします。

第36号議案大分県漁港管理条例の一部改正について御説明します。

まず、1条例の概要ですが、本条例は漁港施設の使用等の許可事務及び許可を受けた者から徴収する使用料や占用料等を定めたものとなっています。

2改正の背景ですが、県では使用料・手数料の受益者負担の原則に基づき、料金単価の点検を行っております。昨今の人件費・物価上昇に伴い、必要な経費が増加傾向であることから、大分県漁港管理条例においても、増額の単価改正を行うものです。

3改正内容を御覧ください。船舶が岸壁を使用する経費、また指定施設にプレジャーボート等を係留する経費などの①使用料においては、維持管理費の伸びから、港湾課が所管する大分県港湾施設管理条例と同じ平均改定率1.75%の増改正を行うものです。また、砂利などの土砂採取を行う②土砂採取料においては、地価の伸びから、河川課が所管する河川の流水占用

料等の徴収に関する条例と同じ、平均改定率1.5%の増改正を行うものです。

施行日は、令和8年4月1日からの施行としています。

森委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑等のある委員はいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員の方は御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 別に御質疑等もないので、これより採決に入ります。

まず、第34号議案大分農業文化公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第35号議案大分県都市農村交流研修館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第36号議案大分県漁港管理条例の一部改正について、採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

まず、①及び②の報告をお願いします。

一丸農林水産企画課長 資料の26ページをお願いします。

農業成長産業化推進本部及び農業総合戦略会議について、御報告します。

まず、第3回大分県農業成長産業化推進本部会議については、2月17日に17の市町、11の農業団体の出席のもと開催しました。

(3) 内容ですが、議題1大規模園芸団地10+（テンプラス）プロジェクトについてです。ここでは、市町の推進状況を共有しました。今年度末までに12市町で園芸団地化プランを策定し、来年度には全17市町のプランを策定予定であることを確認しました。また、今年度プラン策定予定の3市から、それぞれ計画の概要等を報告していただきました。また、大規模園芸団地のイメージを関係者で共有し、基盤整備や営農施設の整備、省力化につながるスマート機器の導入や就労環境整備に至るまで、切れ目ない支援体制を構築することで、担い手と呼び込む好循環の確立を目指します。

次に、議題2中山間地域の農業・農村振興についてです。大分県中山間地域農業・農村活性化指針の成案を決議するとともに、今後の取組について確認しました。指針の現物については、Side Books（サイドブックス）に格納していますが、内容については右側を御覧ください。

策定の趣旨は、市町や農業団体、県が目標を共有し、方向性を一にして中山間地域の振興に取り組むこととしています。役割としては、取組の参考とするための考え方や方針を整理したものです。

基本目標は、一つは地域の実情に応じた活動を通じて農業の成長産業化を図ること、二つは農村づくりや活動拠点づくりによる農村の活性化を図ることとしています。

具体的な取組として、担い手の育成と確保、農地の適正利用と保全、活力ある農村環境づくりの三つの柱で整理しています。

推進体制として、市町の農業成長産業化推進本部では地域の実情に応じた方針決定や取組の検討・実行、県推進本部では支援策の検討や情報共有など市町本部の取組を後押ししていきます。また、取組事例集と支援策の逆引き集も活

用し、今後の具体的な取組を促進します。

次に、議題3畜産振興の取組について、推進本部の新たな議題として、自給飼料の生産拡大に取り組むこととしています。

畜産経営をめぐる情勢と目指す方向を確認する中で、令和15年度までの県全体の生産拡大面積の目標と併せて、市町ごとの目安数値を確認しました。また、今後の取組として、飼料種別に作り手と農地の確保について、取組内容やスケジュールを確認しました。

今後は、県本部と市町本部が一体となって自給飼料の生産拡大の取組を進めます。

そして、(4)今後の取組ですが、大規模園芸団地10+プロジェクトの推進に加え、中山間地域の農業・農村振興では、指針に基づき具体的な取組を実行に移します。また、畜産の自給飼料の生産拡大に向けた取組を実行していきます。

推進本部では、この三つの議題を柱として、引き続き、関係者が一体となって取組を進めます。

続いて、資料の27ページをお願いします。

第12回大分県農業総合戦略会議が、今週17日に開催されたので御報告します。

(3)R7の主な取組実績とR8計画についてですが、農業システム発展に向けた行動戦略に基づき、農協などの農業団体と県が一体となり、各ワーキンググループにおいて着実に取組が進められています。

主な取組実績として、左上の①労働力確保では、農協が主体となり収穫・農薬散布等の農業支援サービスをキャベツなど新規4品目で拡大しました。こうした取組により、KPIとして、外部労働力を活用した生産部会数の目標3部会に対し、実績6部会で達成率200%となりました。

次に、真ん中の上段②園芸振興では、高温対策のための資材導入や実証、初期投資軽減に向けたリース団地の推進等により、KPIの果樹の拡大面積13ヘクタールに対し、実績16.8ヘクタールとなりました。

次に、右上の③畜産振興では、ゲノム育種価

を活用した高能力繁殖雌牛群の更新・保留や子牛マニュアルを活用した指導強化に加え、飼料用米や青刈りとうもろこしなど自給飼料の生産拡大に取り組みました。こうした取組により、KPIの去勢子牛の市場出荷時のデイリーゲイン、日増体量は1.08キログラムとなり、目標を達成しました。

次に、左下の④麦・大豆振興では、生産者や農業団体、行政が連携した北部地域コンソーシアムの設立合意をもとに、来年度早期にコンソーシアムを立ち上げる予定にしています。また、麦大豆振興大会を開催するなどさらに取組を強化していきます。目標は、麦集荷量1万2,849トンに対し、実績1万690トンで達成率78%となっています。

次に、真ん中の下段⑤流通販売強化では、中京向け輸送ルートの見直しに向け、白ねぎなどの輸送試験を行うとともに、東京向けのRORO船で、トマトなど輸送品目を拡大しました。目標の大分青果センター取扱量1万8千トンに対し、実績見込みは1万6,280トンで達成率90%となります。

最後に、右下の⑥営農指導強化では、生産部会の活動を自己分析するための健康診断の実施を拡大するとともに、データに基づく重点指導対象者への営農指導に取り組み、目標としていた全13部会での実践を達成しました。

これらの実績を踏まえ、令和8年度計画についても、六つのワーキンググループで進捗管理のPDCAサイクルをしっかりと回し、農業団体が主体的に取り組めるよう県としても支援します。

続いて、大分市佐賀関における大規模火災に係る漁業者等への支援について、御説明します。

資料の28ページをお開き願います。

1水産業への被害の状況について説明します。第4回定例会においても説明しましたが、漁港施設、漁協共同利用施設、漁船、民間水産会社の施設について、被災はありませんでしたが、漁業者のうち一部の方が家や漁具を失うなどの被害を受けている状況です。これらの被災者の人数については、前回の定例会では未確定とな

っておりましたが、被災者数は10名と確定しました。

また、八潮工業の漁具工場の焼失により、釣り具に必要な漁具調達の負担増など、佐賀県全体の漁業経営への影響が懸念されているところ です。

次に、2漁業者等への支援についてです。今回の大規模火災を受けて、県では来年度予算及び今年度の既決予算にて支援を実施します。表の一番上、漁業集落環境整備事業4、274万円です。こちらは、大分市が行う被災地の防災道路等の整備に対して助成するものとなります。

表の真ん中、さきほど御説明しました海づくり大会を契機とした水産物消費拡大事業の一部300万円です。こちらは佐賀県の復興を支援するため、佐賀県水産物のフェアを実施するものとなります。

表の一番下、農林水産業施設等復旧支援事業（災害PKG事業）です。こちらは今年度の既決予算となりますが、八潮工業の被災に伴い、県漁協が行う漁具供給体制の復旧に対して助成するものです。

森委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑等のある委員はいますか。

木田委員 佐賀県との関係ですけれども、漁業集落環境整備事業ですね。これは何か年の事業で採択されているのかを教えてください。

平川漁港漁村整備課長 お答えいたします。

現在、佐賀県の復興においては、復興計画を策定中で、まだ具体的に復興計画が定まっていません。従って、来年度のこの予算については、最初の測量と設計をするための予算を計上しているのみです。全体計画としては、まだ具体的にはなっておりません。（「分かりました」と言う者あり）

戸高委員 27ページの労働力不足について。

外国人人材も、農業関係ではオーナー以外はみんな外国人というところもあるんですが、実際のこれからのニーズと、外国人そもそもの希望者の割合、状況が分かれば教えてください。

玉田新規就業・経営体支援課長 外国人労働者のニーズですけれども、生産者側のニーズはやはり依然としてあります。あと、供給側のニーズ、何人ぐらい手配してほしいと言え、それに応えられる状況にはあるとは聞いています。今のところ、受け入れる体制が整えば、まだまだお願いしたいという声は聞いております。

戸高委員 ありがとうございます。

事業者側が求める外国人材と、そこに直接的に雇用する場合、ワンクッション農業指導というか教育に自治体も含めた行政側も、何らかの関わりを持って指導されているという状況は何かあるんですか。

玉田新規就業・経営体支援課長 まず、受入団体は、基本的に日本語等を事前に教育、勉強をする場を設けています。現場に入った中ではその技術を習得しながらということにはなるんですけれども、そこで、コミュニケーションが円滑にいくように、今、翻訳機やマニュアルの整備を支援している状況です。

戸高委員 ありがとうございます。

受け入れた後の離職、すぐにいなくなったとか、何かいろいろ理由があると思うんですが、その状況もちょっと教えていただければと思うんですけれども。

玉田新規就業・経営体支援課長 離職というよりはなくなる状況というのは、少なからずあるんですけれども、人数は把握していません。これに対して、労働の環境だとか、コミュニケーションがうまく取れないだとか、地域になじめないといった要因も大きいので、さきほど申し上げたコミュニケーションツールや通勤用の電動自転車等の環境を整える支援を行って、できるだけ定着というか、離職を防止している状況です。（「分かりました」と言う者あり）

守永委員 すみません。資料の27ページ、今言われた県農業総合戦略会議の中で、⑥営農指導強化という部分で、令和7年度の実績について書かれてはいるんですけれども、そういった取組を拡大していこうということなんでしょうが、ここの最初の三角印の各部会とデータに基づく重点指導対象者というのが、どういう概念

で重点指導として選んだのかということ。あと、D Xなどの技術習得の研修とあり、特別指導員14名増員とありますけれども、現状として、この特別指導員というのはどういうところに配置されている指導員なのか、トータル何名になったか教えていただいていいですか。

金子団体指導・金融課長 まず、重点指導対象者の考え方です。この取組については、P D C Aサイクルをしっかりと回していこうということで、出荷、販売実績データ等の分析を、ソリティーというD Xツール——県の中小企業団体中央会が開発したシステムを活用して、重点指導対象者を選び出します。考え方については、ソリティーを使って、部会平均の反収や単価が出てきます。そこに僅かに届かないぐらいの生産者を選定して、個々に営農指導を講じていくことで、一定程度の前進が見込まれて、なおかつ営農指導の強化という観点なので、指導員のO J Tにもうまくなつていく程度の方々を重点指導対象者として選んでいます。そこに、プランを作って、しっかりチェックをしていって、次のアクションにつなげていくというサイクルを回していく取組です。

それから、特別指導員については、それぞれJ Aおおいたの各部会あるいは大山町農協の各部会、それぞれ部会ごとに、技術を持った方を特別指導員としてお願いして、営農指導員と共に部会指導をやっていただいて、営農指導員の技術力向上にもつながるし、部会生産者の能力向上にもつながるということです。

特別指導員自体は、年度ごとにずれがあります。今年度については14名です。具体的に言うと、J Aおおいたが6部会で7名、大分大山町農協が5部会で5名、それから下郷農協が九条ネギと酪農の関係でそれぞれ1名ずつ2名、計14名です。当然、協力いただければ、より多くなることが理想ですので、また来年度に向けて協力体制を整えて今やっているところです。

守永委員 ありがとうございます。

ある意味、昔のたばこ耕作組合のような指導体制を本格的に運用できるようにしているんだろうなとイメージするんですけれども、特別指

導員も篤農家といいながら、結構、年齢層として上回っていく可能性もありますので、今後、若い人を特別指導員に向けて育成できるような形で、ずっと永続的に指導体制が整うように取組をお願いできればと思います。よろしくお願いします。

森委員長 今、農業総合戦略会議についても、大分県の農業産出額が九州で最下位になった令和2年、3年の時に立ち上がった会議で、それまでJ Aグループ等の農業団体と県の接点がなかなかなかったところに、ある意味、画期的な会議体ができたと考えております。今、金子課長からあったような具体的な内容も委員会でもお話しいただけるのは、非常に有り難いことだなと感じました。

加えて、農業成長産業化の会議については、17の市町の副市長、副町長が全員参加してくださる、それに加えて農業団体が一堂に会するというので、これは県が主導してやってくださったのですが、こういったことにつながったことも非常に大きな成果だと思っております。

そういった農業団体がもっと指導していくというのが、本来のところであるんでしょうけれども、合併が進んでいってちょっと動きが悪くなっていた部分が垣間見れたところに、こういった連携が取れる体制ができたことは、非常にありがたいことだと思っております。

浏野部長におかれては、戦略会議の発足当初の頃から、また、成長産業化の推進本部の立ち上げにも関わっていただいております、本当に有り難く思っておりますが、今後、この二つの会議体に期待するところ、また将来やってほしいところについて、これまでの成果を踏まえて、部長からお話をいただければと思います。

浏野農林水産部長 今、委員長に御紹介いただきましたように、御縁がありまして戦略会議の立ち上げ、そして、今のポストになって成長産業化推進本部を立ち上げました。

戦略会議を立ち上げたときは、古手川委員も農林水産委員会にいらっしゃったようなんですけれども、非常事態ということで、これから農業をどうやっていくんだということを、みんなで真

剣に考えなくちゃいけないんじゃないかということで、生産者、農業団体、そして行政も何とかやっ払いこうということで、今回がもう農業再生のラストチャンスだという意気込みで戦略会議を立ち上げて、今に至っているところです。

お陰で、正直言ってまだまだなところはたくさんあります。まだまだ発展途上ですけれども、若い職員、我々もそうなんですけれども、農業団体も若い職員から課長、役員に至るまで、皆さんで議論をして、結論を出して、それを現場でやっていくという一つの流れができておりますので、今後、やはり初心を忘れないことが一番大事だろうと思います。三位一体で引き続きやっていければと思いますし、成長産業化推進本部、まだまだそれに上乘せして、旗印として大規模園芸団地の整備も県内各地でどんどん進めています。その辺は、今、農林水産省の中でもかなりの評価を受けておりまして、恐らく全国モデル的な立場に大分県はあると私は思っております。

ですので、こういった取組と併せて中山間地域、畜産の振興も併せて、市町を巻き込んで、これからどんどん展開していきますので、引き続き委員の皆様にも温かい目で見守っていただき、御支援をお願いしたいと思っております。

森委員長 ありがとうございます。渕野部長の思いをしっかりと農林水産部としても引き継いでいただきたいと思います。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに御質疑等もないので、次に、③及び④の報告をお願いします。

畑中農林水産研究指導センター長 資料の29ページを御覧ください。

農林水産研究指導センターでの試験研究のあり方の検討について、説明します。

上段1現状にあるとおり、AIやスマート、バイオなどの新技術の急速な発展、気候変動による夏の高温、少雨などの環境の変化、企業参入や既存生産者の規模拡大による経営の大規模

化が進展するなど、県農業を取り巻く環境は急速に変化しつつあります。

このような中、今後10年間の試験研究の方向性を定めた農林水産試験研究基本指針2024を作成し、スマート技術等の先進的な技術に対応した研究体制の強化やバイオ技術やゲノム情報の利用による研究の加速化などに取り組むこととしたところです。

2課題を御覧ください。情勢変化への対応ですが、特に農業部門において水稻、野菜、果樹、花きなどの幅広い品目で、高温対策や圃場の大規模化に対応した省力化技術など多様なニーズへの対応が求められています。また、研究員の専門性を高めるとともに、若手研究員の増加に対応した人材育成の強化や栽培環境の変化や新たな技術に対応した高度な機械・設備の導入などが急務となっています。

そこで、3今後の取組にあるとおり、気候変動対策や経営の大規模化への対応等多くの要望が寄せられている農業部門において、試験研究方針と急激な環境変化等に対応した試験研究体制づくりを目的とし、試験研究のあり方の検討を実施します。あり方の検討にあたっては、農業関係者等を構成員とする検討委員会を令和8年度に設置し、広く意見を聴取します。検討委員会では、1年間かけて、今後の農業部門の試験研究のあり方を検討し意見をまとめてます。

なお、一番下に記載していますが、現在進めている畜産研究部の施設整備については、令和8年度に牛舎群の実施設計を行い、令和9年度に着工、令和11年度末に完成を予定していることを御報告します。

山口水田畑地化・集落営農課長 資料の30ページを御覧ください。

農業振興地域整備基本方針の変更について御説明します。

まず、根拠となる農業振興地域の整備に関する法律の目的は、農業を振興すべき地域の指定とその地域で必要な農業施策を計画的に推進することで、優良農地の確保及び食料安定供給の確保などに寄与するとなっています。

この法律に基づき策定される2農業振興地域

整備基本方針の概要ですが、都道府県はおおむね10年を見通して①から③にある農業振興地域の指定や農用地区域内農地の都道府県の面積目標、農業振興地域における農業生産基盤の整備等の基本的事項を定めることとなっています。

3 基本方針の変更理由ですが、国の基本指針が昨年6月に変更されたことに伴って、今回、法に基づき県の基本方針を変更するものです。

4 主な変更内容についてですが、①農用地区域内農地の県面積目標については、令和17年に4万9,955ヘクタールと、現状から1,209ヘクタールの減にとどめることとしています。②農用地等の確保のための取組として、地域計画のブラッシュアップによる担い手への農地の集積・集約化や大区画化など農地の最適利用に取り組み、荒廃農地の発生防止と解消に努めます。

森委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑等のある委員はいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 農林水産研究指導センター長も来ていただいてありがとうございます。

今後の取組で、試験研究の在り方の検討を令和8年度に行っていくと。私自身が令和7年度にテーマとしていた試験研究について、具体的に検討いただけるということで、本当に有り難く思っております。

さきほどのお話の中にあった若い研究員という話がありました。私も先日、三重町の研究指導センターに伺ったときに、若い職員が一生懸命されている姿を見て、本当に感銘を受けたところですし、これは農林水産委員会として、是非、来年度になっても、現場を何かの機会で見てくださいような工夫を議会事務局にもお願いしますけれども、受入れ体制を整備いただくといいかなと、行ったときに感じました。その上で、こういった在り方の検討を進めていただければと思っております。

検討委員会の設置というところで、本庁の中でそういった会議体を設けるのか、具体的にどうされるのかだけ教えてください。

畑中農林水産研究指導センター長 検討委員会については、基本的に県庁で会議を開催していきたいと思っております。

メンバーについては、農業関係者の代表者や農業団体、それから学識経験者等、今後、農業に常設的に関わる方々を、メンバー等も含めて検討していきたいと思っております。

森委員長 ありがとうございます。試験研究というのは、やっぱり県が主導していかなければならないと思っていますし、県の大きな役割だと思っております。それをまた、水産、林業などにも波及させていただければと思います。

委員外議員の方はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに御質疑等もないので、次に、⑤及び⑥の報告をお願いします。

平川漁港漁村整備課長 大分県海岸保全基本計画の改定について御報告します。委員会資料の31ページを御覧ください。

まず、1計画の概要と改定の背景について御説明します。

海岸保全基本計画は、海岸法により国が定めた海岸保全基本方針に基づいて、防護、環境及び利用が調和した海岸の保全を総合的に推進するための計画です。本県には、地図のように佐賀関を境に豊前豊後沿岸と豊後水道西沿岸の二つの計画があり、豊前豊後沿岸については福岡県と合同で計画を作成しています。

続いて、今回の改定の背景です。改定は海岸保全を、将来的な気候変動の影響を考慮した対策へ転換するという国の基本方針に基づいたものとなります。

続いて、2改定までの流れです。昨年12月の第4回定例会農林水産委員会で、本計画の素案の内容を御報告しましたが、その後、パブリックコメント、沿岸市町村への意見聴取などを実施し、有識者による検討委員会の諮問を経て、成案を策定しました。

3パブリックコメント、市町村意見です。真玉海岸や粟嶋公園周辺の海岸景観が観光に活用されていることを海岸利用の項目に追加してほしいなどの意見がありました。いただいた意見

は、福岡県や市町村間の記載内容とのバランスなどを踏まえて計画に反映しております。

4 検討結果と計画の改定内容です。まず、影響の検討結果ですが、パリ協定の目標と整合する2100年に2度気温上昇したケースで波浪、高潮時の潮位偏差、平均海面水位という三つの計画外力の上昇量を検討した結果、2100年時点で、高潮時の潮位偏差が最大5センチメートル、平均海面水位が41センチメートル上昇するという結果となっております。

次に、主な計画の改定内容について御説明します。計画外力は、検討結果のとおり気候変動の影響を考慮して設定すること、今後整備を行う海岸保全施設については、施設の供用期間中に予測される気候変動の影響を考慮した防護水準にて、段階的に整備を計画すること、ただし、整備中の事業など、防護効果の発現を急ぐ場合などは現行の計画により整備を進めること、本計画改定以降においても、今後の新たな知見や観測データの蓄積に基づき、適宜防護水準の見直しを検討することを計画に追加しております。

なお、計画を合同で作成する福岡県のスケジュールに合わせ、公表は令和8年度の早期を予定しております。

また、福岡県の部分は暫定版とはなりますが、計画本文をSide Booksに別冊として格納していますので、後ほど御覧ください。

最後に、本改定は海岸を所管する農林水産部と土木建築部の4課が合同で進めておりますので、土木建築委員会でも同様の報告を行っていることを申し添えます。

本田畜産振興課長 資料の32ページを御覧ください。

まず、この計画は酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に基づき、国がおおむね5年ごとに酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針を定めます。

この基本方針には、国が中長期的に取り組むべき方針が示されています。都道府県は、この基本方針の内容と調和する形で、酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画を作成することができます。

本県においても、国が令和7年4月に作成した基本方針を踏まえ、学識経験者等の意見も反映したうえで、令和12年度を目標年度とする新たな大分県酪農・肉用牛生産近代化計画を作成しています。

新たな県計画では、生乳や牛肉の需給緩和や生産コストの上昇・高止まりなど、大きく変化している酪農・肉用牛の情勢に対応するため、気候変動に対応した夏場の畜舎環境の改善、耕畜連携による飼料作物の生産拡大と堆肥の利用促進、産業動物獣医師の確保による獣医療提供体制の強化、畜産物の国内需要の拡大のための取組を主なポイントとしています。

また、特に酪農においては、ゲノム育種価を活用した高能力な後継牛の確保、肉用牛においてはゲノム育種価を活用した高能力な繁殖雌牛への更新、また、飼料用米プロジェクトによる需給マッチング、肥育期間の短縮等による早期出荷技術を推進します。

今後のスケジュールですが、現在は法律に基づき農林水産大臣と協議中であり、4月に農林水産大臣からの回答を受けた上で、策定・公表する予定です。

森委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑等のある委員はいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員の方は御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 別に御質疑等もないので、次に、⑦及び⑧の報告をお願いします。

宇留嶋地域農業振興課長 資料の33ページを御覧ください。

令和7年度に実施している、るるパーク整備事業の実施状況について御報告します。

るるパークでは、さらなる魅力向上のため、本年度に施設整備を行っており、整備が今月で完了となり、順次利用開始とする予定です。施設整備の内容は、コテージの増設やキャンプ場関連施設の整備、屋内遊具の新設、屋外遊具のリニューアルとなっております。

コテージは、既存のコテージに加えて、新たに単棟コテージを4棟新設し、うち2棟はバリアフリー設計となっています。来月下旬から利用開始予定です。

キャンプ場関連施設は、炊飯棟とシャワー棟の整備を行いました。キャンプ場利用者への利便性の向上に資するとともに、キャンプ場を活用した野外イベント等でも活用していく予定です。

屋内遊具は、花昆虫館内に新たに設置しました。小学生までを対象とした遊具を設置しており、屋内で天候に影響されずに遊ぶことができますので、さらなる誘客につながると期待しています。

また、屋外遊具は、開園当初からある遊具をリニューアルしております。滑り台をチューブ型に変更したり、一部新たな遊具を設置したほか、遊具からの落下を防ぐ対策など安全面の強化も行っております。

これらの施設については、来年度早々にメディア向けの内覧会を実施する予定にしております。また、令和8年度は、るるパーク開園25周年を迎えることから、4月17日には25周年キックオフイベントとして、新しい施設の完成お披露目を行うほか、年間を通じて様々な関連イベントを開催する予定です。

今回の施設整備を、さらなる来園者数の増加と満足度の向上につなげていきたいと考えております。

田崎おおいとブランド推進課長 資料の34ページを御覧ください。

大分かぼすの地域団体商標登録について説明します。

大分かぼすの青果・加工品を、より広くかつ柔軟に保護しつつ、県特産品としてのブランド力の向上を図るため、関係団体と連携して地域団体商標を取得しました。

まず、1背景についてです。大分かぼすは、平成29年に地域の農産物ブランドを国が保護する地理的表示（GI）保護制度に登録されましたが、その後、主に以下の2点で情勢が変化しています。一つ目が、国による指摘事例の増

加、二つ目が、先使用権の失効に伴う保護対象外となる範囲の拡大です。

具体的には、右上のように、黄かぼすを使った加工品等に対する指摘——これについては、大分県産完熟かぼすサワーというのは大分かぼすに類似していると指摘がありました。この事例では、メーカー側が販売前に表記を変更することとなりました。また、その下にある先使用権の失効——平成29年のGI登録前から存在した似たような名前の商品も取締対象となりました。これらの変化に対応するため、GIから地域団体商標へ移行することにしました。

2地域団体商標とは、地域名と商品名からなる地域ブランドを保護する制度で、特許庁が所管しています。県内では、右下の表にあるとおり、関あじ、関さば、大分麦焼酎や日田梨など、13品目が登録されています。商標権の存続期間は10年で、更新登録料の納付により更に10年延長が可能です。不正使用に対する差止請求等の権利主張は、国ではなく商標権者自身が行います。

次に、3大分かぼす登録内容についてです。令和6年11月に、JAおおいととJAべっぴん日出が共同で出願し、今年2月2日に登録されました。保護対象は県内で生産されたかぼす青果で、黄かぼすも含まれます。商標権者である2者は、ブランドイメージを毀損する場合を除き権利主張を行わない予定です。

最後に、4取得のメリットについてです。一つ目に、大分かぼすを地域ブランドとして、引き続き保護できること、二つ目に、かぼすを利用する事業者の商品展開を妨げないことです。

地域団体商標の登録を通じて、保護と振興を同時に展開し、開かれた地域ブランドとしてさらなる市場拡大を目指します。

森委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑等のある委員はいますか。

守永委員 1点。大分かぼすの地域団体商標登録に関連してになるんですけれども、ここでのかぼすの商品そのものが2点、事例として挙がっているんですけれども、こういった商品は1

3品目ありますが、かぼす商品に限ってはどのくらい商品があるかは、把握されているんでしょうか。

また、かぼすを利用する事業者の商品展開を妨げないというのは、かぼすをより知ってもらうためだと思うんですけども、今、現状、かぼすそのものがほぼ大分しか生産していないということを、どのくらいの認知度があるのかは、調査したことがありますか。

田崎おおいたブランド推進課長 御質疑のまず一つ目、こういった商品なんですけれども、例えば大分県産ゆずこしょうであるとか、こういったもの全てが疑義対象、類似となっております。実際、かぼすを売っている場合、大分県産かぼすと書いただけでも、国としては類似対象であると扱います。全体をつかんでいるわけではありませんけれども、大分駅や大分空港とか行くと、かなりの商品数が出ているので、そういったものは全て国の規制対象になることは、大分県のかぼすをPRする意味では、ちょっと不適切ということがあって、こういった形での登録をしたというところです。

あと、認知度については、具体的な数字を持っているわけではありませんけれども、99%程度が大分県で作られているので、そういったものはいろんなPRの際に、パンフレット等を通じて、随時PRをしています。

守永委員 ありがとうございます。従来からよく言われるのが、すだちと比較してというのを意識する方が多いんじゃないかと思うんです。すだちに負けるのは嫌だなっていう思いもありますんで、積極的に頑張っていただきたいのと、実情として、どのくらい普及しているのかなというのは、意識を持っていいただければと思います。よろしくお願いします。

木田委員 いいちこのかぼすハイボールは指摘されない、何か似ているけれども違うんですね。何か取扱いが違うの。よく分からなくて、あれは大丈夫なんですね。

田崎おおいたブランド推進課長 そういったものも含めて似ている、例えば大分かぼすだろうと突き詰めていくとそういったところまでが怪

しいということになるので、そういったことがないように、地域団体認証、商標にしたところですよ。

木田委員 いいちこのかぼすハイボールは今までどおり使える、疑義が生じないものということで、あれは結構いい宣伝だと思うんですね。かなり大分のかぼすが有名になったきっかけになって、ありがたいなと思う。あと、残念なのが、この間の渡辺謙さんのコマーシャルですね。これ、かぼすかな、すだちかな、すだちじゃんみたいだね。あれ、かぼすじゃんとかだったら、もっと大分の認知上がったんじゃないかなと思うんですが。キャンペーンをもっと強くせんといかんですね。

森委員長 そのほかございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 阿部議員よろしいですか。（「いいですよ」と言う者あり）

金子団体指導・金融課長 すみません。資料がなくて恐縮なんですけれども、ちょっと1点、報告させていただきます。

今般の中東情勢の緊迫化によりまして、燃油、飼料価格の高騰など発生しておりますけれども、農林水産事業者の皆さんから、広くお困り事などお聞きすべく、本日、金融等の相談窓口を団体指導・金融課内に設置しましたので、御報告します。

幅広く相談を受けて、部内各課はもとより、農協や漁協、日本政策投資銀行などとも連携しながら、課題解決に向けてできる支援をしていければと思っています。設置は本日から当分の間としています。

参考までに、商工関係についても、中小企業であるとか小規模事業者向けの相談窓口について、商工観光労働部の経営創造・金融課内に同時に設置したところでして、随時情報交換をしながら、漏れが生じないように対応していきたいと思っています。

森委員長 ありがとうございます。

この件に関して、何か御質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 広く周知をしていただきますようお

願います。

田崎おおいたブランド推進課長 さきほど、付託事案の審査の中で、予算概要の74ページにありますけれども、人件費と需用費の話のところがありました。こちらについては、人件費については、積算上、令和7年度については令和6年の11月時点の20名の職員の給料費等を基にしています。また、令和8年については、令和7年の11月時点の職員の数でやっているので、機械的に算出しています。このため、人数については変わりませんので、若返りや遠距離通勤といった部分もあり、下がっただけです。事業の執行には影響ありませんので、お伝えします。

森委員長 ありがとうございます。御質疑等のある委員はいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員の方は御質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 別に御質疑等もないので、以上で、諸般の報告を終わります。

その他、執行部より何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 別にないので、これで農林水産部関係の説明を終わりますが、ここで私から、この1年の御礼を申し上げたいと思います。

〔森委員長挨拶〕

〔浏野農林水産部長挨拶〕

森委員長 浏野農林水産部長、ありがとうございました。

ここで、今月末で県を御勇退される皆様から、これまでの農林水産業に関する思いや後輩職員へのメッセージなどを含めて、一言ずついただきたいと思います。

〔課室長挨拶〕

森委員長 ありがとうございました。

皆様に改めて感謝申し上げるとともに、今後の御活躍を心からお祈りします。

それでは、これをもちまして、農林水産部関係の審査を終わります。

執行部の皆様はお疲れ様でした。

委員の皆様はお残りください。

〔農林水産部、委員外議員退室〕

森委員長 これより、内部協議を行います。

本日の委員会が、このメンバーによる最後の委員会ですが、この際ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 別にないので、最後に私から委員の皆さんに御礼を申し上げます。

〔森委員長挨拶〕

森委員長 それでは、これをもって委員会を終わります。

お疲れ様でした。